

財務省告示第三百八十九号

国債証券買入銷却法(明治二十九年法律第五号)
第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
により平成十六年八月十八日に買入消却した国債
の名称等を別表のとおり告示する。

財務大臣 谷垣禎一

(別表)

合 計	利 付 国 庫 債 券 (十 年)	國 債 の 名 称		記 号
		第 二 百 六 回	第 二 百 四 回	第二 百 四 回
五百億円	四百九億円	四十 一 億 円	五十 億 円	額 面 金 額 の 総 額
百三 円 八 十 二 錢	百四 円 十 九 錢 一 厘	百四 円 十 七 錢 五 厘	百四 円 十 七 錢 五 厘	額 面 金 額 の 買 入 百 価 格 當 た